

山梨県公報

第二千二百二十四号

平成二十四年

四月二十六日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の予定(二件).....	二五一
道路の区域変更.....	二五二
道路の供用開始.....	二五二
廃川敷地等.....	二五二
河川区域の指定の一部改正.....	二五二
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請.....	二五二
自動車税の収納事務の委託.....	二五三
狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施.....	二五四
大規模小売店舗内の店舗面積の合計等に関する事項の変更の届出.....	二五五
大規模小売店舗を設置する者の変更の届出.....	二五六
肥料の登録.....	二五六
教育委員会	
使用料の収納事務の委託.....	二五六
公安委員会	
一般競争入札について.....	二五七
正誤	
平成二十四年三月一日第二千二百八号中.....	二五九

告示

山梨県告示第百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十四年四月二十六日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡南部町成島字中草四三四六・四三八二から四三八六まで(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)、四三八一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十四年四月二十六日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町大炊平字山ノ神一三二〇・一三二二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、一三〇九、字馬込二二九四、一三〇二、一三〇六、一三〇七

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年五月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川三郷線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延 長 (メートル)
	旧	新	
中巨摩郡昭和町押越字大窪一六一三番の二地先から 中巨摩郡昭和町押越字大窪官有無番地先まで	七・〇 一一・七	一〇・一 二五・七	五九・八 六一・〇

山梨県告示第六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十四年五月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二十六日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日

道	一般国	一三七号	南都留郡富士河口湖町浅川字高石一〇八一番の二地先から 南都留郡富士河口湖町浅川字高石一〇八一番の十一地先まで	二五・八 年四月二十 六日

山梨県告示第六十一号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年四月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 河川の名称 相模川水系 河口湖
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十四年四月二十六日
- 三 廃川敷地等の位置 南都留郡河口湖町船津字宮ノ森三番地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 三千七百七十一・二三平方メートル

山梨県告示第六十二号

一級河川河口湖に係る河川区域の指定（昭和四十七年山梨県告示第七十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二十六日

山梨県知事 横内正明

第一号図から第五号図までに係る区域を次のように変更する。
（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年四月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十四年四月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人富士山ふるさと研究会

2 代表者の氏名 陰山 大和

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市篠原三千二百十五番地八

4 定款に記載された目的

この法人は、環境問題、遺産資源とその保全の調査・研究に関する事業を行い、それらの情報提供を通して行政、企業、諸団体そして一般市民との連携を図り、自然、景観、歴史、文化を後世に末長く継承することに寄与することを目的とする。

縦覧期間 平成二十四年四月十七日から同年六月十六日まで

● 自動車税の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に同表の中欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十四年四月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

委託した相手方の住所及び名称	委託した事務の内容	委託した期間
東京都千代田区鍛冶町一丁目八番三号 地銀ネットワークサービズ株式会社	収納した自動車税及びその自動車税に関する収納情報の取りまとめ	平成二十四年四月二十三日から平成二十五年三月三十一日まで
山梨県甲府市丸の内一丁目二十番八号 株式会社山梨中央銀行	収納した自動車税を山梨県の歳入とするための収納情報の作成	平成二十四年四月二十三日から平成二十五年三月三十一日まで
東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブン・イレブン・ジャパン	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成二十四年四月二十三日から平成二十五年三月三十一日まで
東京都千代田区岩本町三丁目十	直営店舗及び加盟店舗	平成二十四年四月二十三

番一 株式会社デイリーヤマザキ

に於ける自動車税の収納事務

日 平成二十五年三月三十一日まで

東京都豊島区東池袋三丁目一番一 株式会社ファミリーマー

に於ける自動車税の収納事務

日 平成二十四年四月二十三日から平成二十五年三月三十一日まで

東京都品川区大崎一丁目十一番二 株式会社ローソン

に於ける自動車税の収納事務

日 平成二十四年四月二十三日から平成二十五年三月三十一日まで

東京都千代田区神田錦町一丁目一番地 ミニストップ株式会社

に於ける自動車税の収納事務

日 平成二十四年四月二十三日から平成二十五年三月三十一日まで

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一 株式会社ポブラ

に於ける自動車税の収納事務

日 平成二十四年四月二十三日から平成二十五年三月三十一日まで

茨城県土浦市小松二丁目十三番一 株式会社ココストアイースト

に於ける自動車税の収納事務

日 平成二十四年四月二十三日から平成二十五年三月三十一日まで

神奈川県横浜市中区日本大通十七番地 株式会社スリーエフ

に於ける自動車税の収納事務

日 平成二十四年四月二十三日から平成二十五年三月三十一日まで

群馬県前橋市亀里町九百番地 株式会社セーブオン

に於ける自動車税の収納事務

日 平成二十四年四月二十三日から平成二十五年三月三十一日まで

愛知県名古屋市中区栄一丁目七番三十四号 株式会社ココストア

に於ける自動車税の収納事務

日 平成二十四年四月二十三日から平成二十五年三月三十一日まで

東京都中央区日本橋一丁目一番一 国分グローブズチェー

に於ける自動車税の収納事務

日 平成二十四年四月二十三日から平成二十五年三月三十一日まで

ン株式会社	納事務	三十一日まで
北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地 株式会社セイコーマート	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成二十四年四月二十三日から平成二十五年三月三十一日まで
愛知県稲沢市天池五反田町一番地 株式会社サークルKサンクス	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成二十四年四月二十三日から平成二十五年三月三十一日まで
東京都港区港南一丁目八番二十七号 株式会社しんきん情報サービス	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	平成二十四年四月二十三日から平成二十五年三月三十一日まで

● 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十九条第一項及び第五十一条第二項の規定により、狩猟免許試験等を次のとおり実施する。

平成二十四年四月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

第一 狩猟免許試験

一 試験日時

1 第一回

平成二十四年九月一日（土）及び同月二日（日）（いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。）午前九時二十分から午後四時まで

2 第二回

平成二十五年一月三十日（水）午前九時二十分から午後四時まで

二 試験場所

甲府市川田町五百十七番地 山梨県立青少年センター内 リバース和戸館

三 受験資格

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条各号のいずれにも該当しない者であること。

四 試験科目

1 適性試験 視力、聴力及び運動能力

2 知識試験 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣

の保護管理に関する知識

3 技能試験 猟具の安全な取扱い方、瞬間的な鳥獣の判別等

五 受験手続

1 提出書類

次に掲げるものとする。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者が申請の際に当該許可証を提示した場合には、(二)の書類の提出は要しない。

(一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第四十八条第一項に規定する免許申請書

(二) 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている場合は、その許可証の写し

(三) (二)の許可を受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しないことについての医師の診断書

(四) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 一枚

2 狩猟免許申請手数料 五千二百円。ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条各号に掲げる者にあつては、三千九百円（狩猟免許申請書に狩猟免許申請手数料に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

六 申請書の受付期間

1 第一回

平成二十四年六月一日（金）から同月二十九日（金）まで（山梨県の休日を含む。ただし、平成元年山梨県条例第六号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。ただし、郵送の場合は、六月三十日までの消印のあるものは有効とする。

2 第二回

平成二十四年十一月一日（木）から同月三十日（金）まで（県の休日を除く。ただし、郵送の場合は、十一月三十日までの消印のあるものは有効とする。

七 申請書の提出先

申請者の住所地を所管する林務環境事務所森づくり推進課

第二 狩猟免許の更新に係る適性検査

一 適性検査の日及び場所

住所地を所管する林務環境事務所において確認すること。

二 適性検査の対象者
平成二十一年四月十六日以降に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により狩猟免許を受けた者で、狩猟免許の更新を受けようとするもの

三 適性検査の内容
視力、聴力及び運動能力

四 適性検査に併せて実施する講習の内容
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理

五 申請の手続
1 提出書類

次に掲げるものとする。ただし、第一の五の1ただし書の許可を受けている者が申請の際に当該許可証を提示した場合には、(二)の書類の提出は要しない。

(一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第五十八条第一項に規定する免許更新申請書

(二) 第一の五の1(二)に掲げる書類
第一の五の1(三)に掲げる書類
第一の五の1(四)に掲げる書類

2 狩猟免許更新申請手数料 二千八百円(狩猟免許更新申請書に二千八百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。)

六 申請書の受付期間
平成二十四年六月一日(金)から同月二十九日(金)まで(県の休日を除く。)

ただし、郵送の場合は、六月三十日までの消印のあるものは有効とする。

七 申請書の提出先
申請者の住所地を所管する林務環境事務所森づくり推進課

第三 問い合わせ先
山梨県森林環境部みどり自然課(電話〇五五 二二三 一五二〇)又は申請者の住所地を所管する林務環境事務所森づくり推進課

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等に関する事項の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十四年八月二十六日まで縦覧に供する。

平成二十四年四月二十六日

一 届出者
山梨県知事 横内正明

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
住所

巨摩野農業協同組合 代表理事組合長
山梨県南アルプス市小笠原四百五十五番地
小池通義

ダイワロイアル株式会社 代表取締役
東京都千代田区飯田橋三丁目十三番一号
原田健

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 Aコープこま野甲西店
所在地 山梨県南アルプス市戸田字沖田五十五番一外

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	千四百五十二平方メートル	二千七十五平方メートル
荷さばき施設の位置及び面積	百七十七平方メートル 届出の図面のとおり	百四十七平方メートル 届出の図面のとおり
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	百五十九立方メートル 届出の図面のとおり	百七十七立方メートル 届出の図面のとおり
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後八時	巨摩野農業協同組合 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後八時
	株式会社モリキ 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時	株式会社モリキ 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時
来客が駐車場を利用	午前八時四十五分	午前八時四十五分から午後十時三十分

することができるときは午後八時十五分まで
 間帯

3 変更する年月日
 平成二十四年十一月二十四日
 届出年月日
 平成二十四年三月二十三日

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十四年八月二十六日まで縦覧に供する。
 平成二十四年四月二十六日

届出者 山梨県知事 横内正明

氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	住所
巨摩野農業協同組合 代表理事組合長 小池通義	山梨県南アルプス市小笠原四百五十五番地
ダイワロイアル株式会社 代表取締役 原田健	東京都千代田区飯田橋三丁目十三番一号

二 届出の概要
 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 Aコープこま野甲西店
 所在地 山梨県南アルプス市戸田字沖田五十五番一外
 2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の代表者の氏名	変更後の住所
------	------------	------------	--------

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名	巨摩野農業協同組合	代表理事組合長 小池通義	山梨県南アルプス市小笠原四百五十五番地
	ダイワロイアル株式会社	代表取締役 原田健	東京都千代田区飯田橋三丁目十三番一号

3 変更の年月日
 平成二十四年三月二十三日
 届出年月日
 平成二十四年三月二十三日

● 肥料の登録
 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により次の肥料の登録をした。
 平成二十四年四月二十六日

届出者 山梨県知事 横内正明

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
山梨県第十九号	家庭園芸用複合肥料	バイタルグリーン五〇〇	窒素全量〇・五％ 水溶性加里〇・五％	公定規格のとおり	関東食研株式会社 東京都墨田区緑四二三 四	平成二十七年三月三十一日

教育委員会

● 使用料の収納事務の委託
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。
 平成二十四年四月二十六日

山梨県知事 横内正明

- 一 委託の相手方
甲府市貢川一丁目四番二十七号 S P S ・桔梗屋グループ
- 二 委託に係る使用料
山梨県立美術館、山梨県立文学館及び山梨県芸術の森公園の使用料等
- 三 委託の期間
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

公安委員会

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十四年四月二十六日

山梨県警察本部長 唐 木 芳 博

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 借入物品等の名称及び数量
ガスクロマトグラフタンデム型質量分析装置 一式
- 2 借入物品等の仕様等
入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間
平成二十四年八月一日から平成二十九年七月三十一日まで
- 4 借入場所
山梨県警察本部長が指定する場所
- 5 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

- 3 平成二十四年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十四年山梨県告示第三百一十一号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 7 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- 9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。
- 10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
- 11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。
- 12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。
- 13 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次のアからエまでのいずれかに該当する者のいない法人であること。

<p>ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わりに、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの</p> <p>エ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者</p> <p>三 入札手続等</p> <p>1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇六 〇〇三六 山梨県笛吹市石和町窪中島三二番地四 山梨県警察本部刑事部科学捜査研究所庶務・企画担当 電話〇五五 二三五 二二二</p> <p>2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成二十四年五月十八日(金)までの山梨県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の交付場所において交付する。</p> <p>3 入札及び開札の日時及び場所 平成二十四年六月六日(水) 午前十一時 山梨県警察本部刑事部科学捜査研究所会議室</p> <p>4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 平成二十四年六月五日(火) 午後四時までに山梨県警察本部刑事部科学捜査研究所庶務・企画担当(郵便番号四〇六 〇〇三六 山梨県笛吹市石和町窪中島三二番地四)に必着すること。</p> <p>5 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>6 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めたと入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。</p> <p>四 その他</p> <p>1 契約の手続において使用する言語及び通貨</p>	<p>日本語及び日本国通貨</p> <p>2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第八八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。</p> <p>3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。また、規則第二百二十条に該当する場合は、違約金を徴収する。</p> <p>4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十四年五月二十八日(月)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。</p> <p>5 契約書作成の要否 要</p> <p>6 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約を解除することができる。</p> <p>7 その他 (一) 落札者が契約締結までの間に二に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。 (二) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature and quantity of the products to be procured Gas Chromatograph / Tandem Mass Spectrometry System, 1 Set</p> <p>2 Date and time for tender 11:00AM June 6, 2012</p> <p>3 Bureau in charge General Affairs and Planning Section, Forensic Science Laboratory, Criminal Affairs Division, Yamanashi Prefectural Police Headquarters</p>
---	---

312-4 Kubonakajima Isawa-tyou Fufuki-shi Yamanashi-ken 406-0036 Japan
TEL 055-235-2121

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十四年三月一日付第二千二百八号目次欄中

一一五	上	十一	に実施	の実施
-----	---	----	-----	-----

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番